

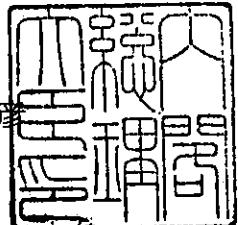
府益担第4482号
平成24年3月23日

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

樋口 成彬 殿

内閣総理大臣

野田 佳彦



認定書

平成23年12月26日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のとおりの公益財団法人として認定する。

1. 法人コード : A006830
2. 法人の名称 : 財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
3. 認定を受けた後の法人の名称 : 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
4. 代表者の氏名 : 樋口 成彬
5. 主たる事務所の所在場所 : 東京都千代田区鍛冶町二丁目 6 番 1 号
6. 公益目的事業
 - (1) 産業廃棄物処理特定施設整備法に基づく指定法人として、産業廃棄物処理施設の整備に必要な資金の融通の円滑化を図ることにより、産業廃棄物処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するための債務保証事業
 - (2) 産業廃棄物処理特定施設整備法に基づく指定法人として、産業廃棄物処分業者等が行う産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発又は起業化に必要な資金に充てるための助成を行うことにより、産業廃棄物の処理事業の振興と産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するための助成事業
 - (3) 産業廃棄物処理特定施設整備法に基づく指定法人として、産業廃棄物の処理に関する情報、資料の収集、提供等及び調査研究並びに産業廃棄物処分業者等又はその従業員に対する研修又は指導を行うことにより、産業廃棄物の処理事業の振興を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するための振興事業
 - (4) 廃棄物処理法に基づく指定法人（適正処理推進センター）として、不法投棄等産業廃棄物の支障除去事業等の不法投棄防止対策等及びPCB等有害廃棄物等の産業廃棄物の適正処理を推進することにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するための適正処理推進事業
7. 収益事業等
該当なし
8. 旧主務官庁の名称 : 環境省